

定額減税不足額給付金（調整給付）

「定額減税不足額給付金」とは？

令和6年度に実施した定額減税補足給付金（調整給付）（当初調整給付金）の額に不足が生じた場合に令和7年度に追加給付を行います。

給付対象者

受付終了しました

令和7年1月1日時点で明日香村に住民登録がある方で、次の不足額給付①または不足額給付②に該当する方が対象です。

* 納税義務者本人の合計所得が1,805万円以下の方に限ります。

不足額給付①

不足額給付時
調整給付所要額
(令和7年)

A

—

当初給付時
調整給付所要額
(令和6年)

B

=

調整給付金
不足額給付額
(令和7年)

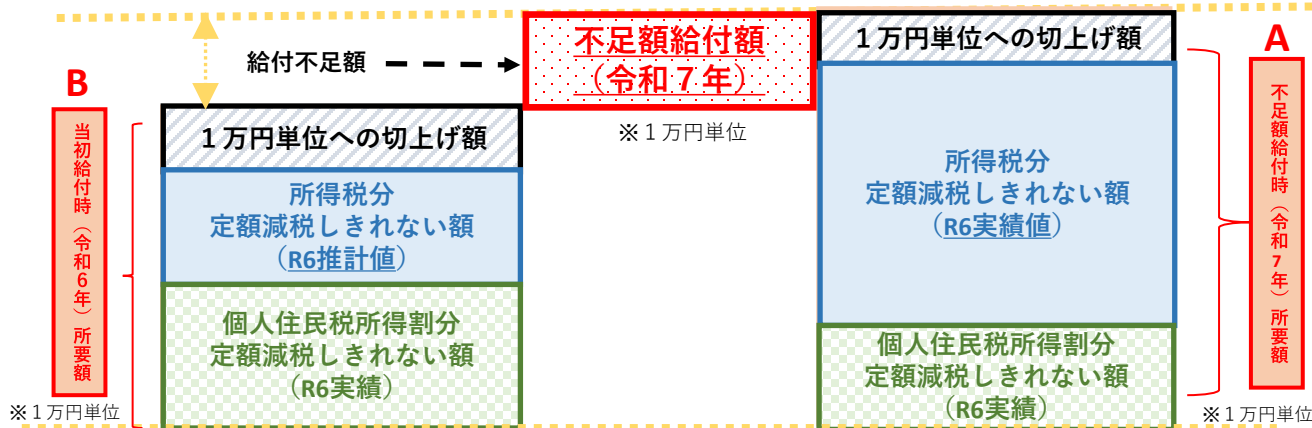
C

※ 1万円単位

※ 1万円単位

【当初給付時（令和6年）】

【不足額給付時（令和7年）】



【不足額給付①】

給付金額：「本来給付すべき額」－「実際に給付した額（当初調整給付）」

（例1）令和5年の所得に比べ、令和6年の所得が減少したこと等により、「令和6年推計所得税額」よりも「令和6年分所得税額」の方が小さくなった方

（例2）子どもの出生等、扶養親族数が令和6年中に増加したことにより、所得税分の「定額減税可能額（調整給付金算定等）」よりも、所得税分の「定額減税可能額（不足額給付金算定時）」の方が大きくなった方

（例3）令和5年中は所得がなく未申告だったが、令和6年中に就職し、所得税が発生した方

不足額給付②

次の全ての条件を満たす方

- ・本人として定額減税対象外である方
令和6年分所得税、令和6年度分個人住民税所得割ともに非課税
- ・税制度上、扶養親族の対象外である方
青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、合計所得金額48万円超の方
- ・低所得世帯向け給付＊の対象になっていない方

＊令和5年度非課税世帯への給付（7万円）

令和5年度均等割のみ課税世帯への給付（10万円）

令和6年度新たな非課税もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付（10万円）

給付金の支給手続き

・対象者には確認書または申請書を送付しています。記載例等ご覧いただき、必要事項を記載し、本人確認書類の写し、振込口座が確認できる書類の写し等を添付いただき、返送用封筒により下記提出期限までに明日香村役場 ぐらし窓口課 給付金担当まで送付ください。

提出期限：令和7年10月31日（金）まで

不足額給付金支給にあたっての注意事項

- ・令和6年度分給与所得等の源泉徴収票に記載されている「控除外額（定額減税しきれなかった額）」と不足額給付金額は、必ずしも一致するものではありません。
- ・本給付金は差押え禁止及び所得としては非課税扱いになります。
- ・確認書、申請書の送付が提出期限までにない場合、また村に返送された書類に不備があり、村が定める期限までに必要な修正が行われない場合は本給付金の支給を辞退されたこととします。



定額減税不足額給付金（調整給付金）の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報**の**詐取**」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、明日香村役場 ぐらし窓口課や最寄りの警察署、警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

【問い合わせ】

明日香村役場ぐらし窓口課 給付金担当

0744-54-2282（直通）